

地震などの災害に備えましょう

1万円まで町が負担します！



家具の転倒による被害を防ぐため、転倒防止器具を取り付ける事業を実施しています。

●対象世帯

次の①から③のいずれかに該当し、世帯全員の住民税が非課税の世帯

- ① 65歳以上の方で構成される世帯
- ② 障害者のみで構成される世帯
- ③ 65歳以上の方と障害者で構成される世帯

※対象となる障害者は「身体障害者手帳1級または2級の方」「療育手帳の交付を受けている方」「精神障害者保健福祉手帳1級の方」です。

●工事方法および限度額

町が業者に委託して取付工事を行います。1世帯1回限りで、**1万円**までを限度に町が工事費を負担します。



申込・お問合せ●総務課交通防災係 ☎ 76-2611

傷病手当金の適用期間が延長されました！

国民健康保険加入者の、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間が延長されました。なお、傷病手当金の申請は一定の要件を満たした場合に限ります。

適用期間 令和2年1月1日～令和4年9月30日までの間
※ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで

対象者(①～③すべてに該当する方)

- ①国民健康保険被保険者
- ②お勤め先から給与の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり、感染が疑われ勤務ができなかった方

※医療機関の証明・事業主の証明が必要になります。

申請方法 住民課国保年金係までご連絡ください。申請用紙を郵送します。
また、町ホームページからも、申請書類がダウンロードできます。



今年は保険証を7月と9月に2回お届けします

— 後期高齢者被保険者証の更新 —

保険証の有効期限にご注意ください。

赤色



8月1日～9月30日まで有効

青色



10月1日～令和5年7月31日まで有効

10月1日から、一定以上所得のある方(窓口負担割合が3割の方は除く)は、医療費の窓口負担割合が1割から2割になります。

【1回目】 7月にお届けした保険証(赤色) **有効期限** 令和4年9月30日まで
・2割負担の記載はありません。

【2回目】 9月にお届けする保険証(青色) **有効期限** 令和5年7月31日まで
・2割負担に該当する方は、「一部負担金の割合2割」と記載されます。
・1割、3割負担の方にも新しい保険証をお届けします。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

臨時特別給付金を給付します！

1世帯 10万円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるように、令和4年度新たに住民税非課税となった世帯に対して、**1世帯当たり10万円を給付**します。

対象となる世帯

- (1) 令和4年度住民税均等割非課税世帯 **【対象となる世帯には確認書を発送しています】**
基準日(令和4年6月1日)において多古町に住所があり、かつ世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯
※住所は異動せずに施設入所などをしてしていると確認書が届かない場合があります。対象と思われる方で、確認書が届いていない場合はお問い合わせください。
※確認書発送通知に提出期限を記載してありますので、期限までに必要書類の提出をお願いします。
- (2) 家計急変世帯 **【申請が必要】**
新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯
住民税非課税相当とは…世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月収入×12)が住民税均等割非課税水準以下であること

例：住民税非課税となる年間給与収入の目安(多古町の場合)	
単身(扶養親族なし)の場合	93万円以下
配偶者または扶養親族が1人いる場合	137万円以下

申請期限●9月30日(金)

その他

本給付金はすでに令和3年度支給済みの世帯を除き、1世帯1回限りです。(1)、(2)を重複して受給することはできません。

申請方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

生活応援給付金を給付します！

1人当たり 10,000円

コロナ禍において燃料や電気などの物価高騰の影響を受けている方の生活を支援するため、1人当たり**1万円を給付**します。

高齢者生活応援給付金

対象者

昭和33年4月1日以前に生まれ、令和4年7月1日時点で多古町に住民票がある方

給付額 1万円

申請方法

対象となる方には申請書をお送りします。
※詳しい内容は、保健福祉課福祉係までお問い合わせください。

申請期限 9月30日(金)

お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

子育て世帯生活応援給付金

対象者

平成16年4月2日以降に生まれた子を養育しており、令和4年7月1日時点で多古町に住民票がある保護者

給付額 1万円

対象となる方には7月27日(水)に給付金を振り込みました。

※令和4年7月2日から令和5年4月1日までにお子さんが生まれ、7月1日時点で多古町に住民票がある保護者の方には、随時給付します。

お問合せ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412